



# 島根県報

平成24年4月3日（火）

第2,380号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県持続農業導入指針変更の公表	（農畜産振興課）	2
土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県オーダーメイド貸工場家賃等補助金の交付の対象等を定める告示	（企 業 立 地 課）	3
半島振興法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	（道 路 維 持 課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	3

### 【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	4
---------------	-------------	---

### 【公安告示】

雑踏警備業務1級及び2級検定の実施	（警 察 本 部）	4
警備業務に係る検定合格者審査の実施	（        ”        ）	6

---

**告 示**

---

**島根県告示第222号**

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定により島根県持続農業導入指針を平成24年4月1日に変更したので、同条第4項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県農林水産部農畜産振興課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成24年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第223号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

北村 肇 出雲市渡橋町132番地1

---

**島根県告示第224号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町八川2370、2371-1、2372-1、2372-8、2372-20

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

---

## 島根県告示第225号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県オーダーメイド貸工場家賃等補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成24年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

島根県オーダーメイド貸工場家賃等補助金

## 2 交付の目的

分譲を特に促進する県内の工業団地において、企業の求める仕様により新たに建設された貸工場（公設は除く。以下「オーダーメイド貸工場」という。）への入居に要する家賃等（月額又は年額で契約された賃貸料及び賃貸契約に明示された共益費のうち定額で負担するものをいう。以下同じ。）の一部を助成することにより、工業団地の分譲を促進し、もって雇用機会の増大を図ることを目的とする。

## 3 交付の対象となる者

製造業、自然科学研究所及び知事が特に認める業種に該当する企業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 分譲を特に促進する工業団地において、取得又は有償リース（島根県営工業団地事業用定期借地制度取扱要領の定めによる事業用借地制度により土地を使用する場合をいう。）により土地を確保し、建設されたオーダーメイド貸工場へ入居している企業であること。
- (2) 県内において、常用従業員（雇用期間の定めがなく、かつ、雇用保険に加入している従業員をいう。）を5人以上新たに雇用している企業であること。

## 4 補助金等の交付の対象、交付期間及び交付の額

## (1) 交付の対象

オーダーメイド貸工場への入居に要する家賃等（ただし、家賃等の月額が建物の延べ面積1平方メートル当たり1,500円を超える部分は除く。）

## (2) 交付期間

補助事業開始日の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）から5年間

## (3) 交付の額

家賃等の額の2分の1以内とする。ただし、交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

## 島根県告示第226号

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定に基づく基幹道路の整備を次のとおり完了したので、半島振興法施行令（昭和61年政令第243号）第2条第2項の規定により告示する。

平成24年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の期日
市道 鯛原柏線	松江市鹿島町御津329番2地先から同町北講武1043番1地先まで	新設	平成24年3月16日

## 島根県告示第227号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の

区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年4月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 区域の名称

和江

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次に結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
益田市横田町2950番1	1号及び2号
〃 2945番1	3号及び4号
〃 832番	5号

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 開発区域

雲南市大東町下阿用2番1、2番7、4番7、4番20、4番32、4番33、4番34、4番35

面積 3,399.11平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市大東町飯田131番地1

有限会社 不二興産

代表取締役 植田 耕志

## 公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第38号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成24年4月3日

島根県公安委員会委員長 川津 愛子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実施日時		定員
雑踏警備業務1級	学科試験	平成24年7月11日（水）午前9時30分から正午まで	30人程度
	実技試験	平成24年8月22日（水）午前8時30分から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	学科試験	平成24年7月11日（水）午前9時30分から正午まで	30人程度
	実技試験	平成24年8月1日（水）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

### 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

#### (1) 雑踏警備業務1級

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 雑踏警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 雑踏警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

#### (2) 雑踏警備業務2級

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

### 4 受検資格

#### (1) 雑踏警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### (2) 雑踏警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

### 5 受検手続に関する事項

#### (1) 受付期間

平成24年6月4日（月）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

#### (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

## (3) 提出書類

- ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- オ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。
- カ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

## (4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

## 6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

## 7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

## 島根県公安委員会告示第39号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

平成24年4月3日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

## 1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

## (1) 空港保安警備業務1級

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

## (2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であつて旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

## (3) 施設警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の申請の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

回	実施日時	実施場所	定員
第1回	平成24年7月11日（水） 午前9時から正午まで	松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター	50人
第2回	平成24年9月19日（水） 午前9時から正午まで		50人
第3回	平成24年12月12日（水） 午前9時から正午まで		50人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

- ア 第1回審査

平成24年6月4日（月）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

イ 第2回審査

平成24年8月6日（月）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

ウ 第3回審査

平成24年11月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

なお、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

ア 審査申請書（規則附則別記様式）1通

イ 添付書類

(ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(イ) 旧規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(ロ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(ハ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(ニ) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(ア) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(イ) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(ロ) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在するもの

(ア) 住所地を管轄する警察署

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は還付しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午前9時から午前9時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。